

学校法人加計学園大学ガバナンス・コードへの対応について

令和3年10月26日

令和2年4月の私立学校法改正に先立ち、文部科学省大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会は「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月7日）を取りまとめ、学校法人の自律的なガバナンスの改善・強化の方策として「私立大学版ガバナンス・コード」（自主行動基準）の策定の推進を提言しました。これを受けて策定された日本私立大学協会の「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード〈第1版〉」を元に、本法人独自の自主行動基準として「学校法人加計学園 大学ガバナンス・コード」を制定し、令和2年度より運用しているところです。

この度、運用から1年を経過したことに伴い、本コードへの対応状況をまとめましたのでご報告いたします。なお、対応状況を説明するに当たり、「コンプライ オア エクスプレイン」という手法を採用し、本コードの各項目について「comply：遵守している」「explain：遵守していない場合は説明する」という2つの区分を設け、後者にチェックが入った場合、本法人の考え方と対応状況を説明することとしています。この対応状況を理事会に報告するとともに、本法人のホームページに公開し、広くステークホルダーの皆様への説明責任を果たします。

学校法人加計学園大学ガバナンス・コードに対する実施状況は以下のとおりです。

大項目	中項目	小項目	comply	explain
			遵守している	遵守していない場合は説明する
1-1 建学の理念及び ミッションステートメント	1-1-(1) 建学の理念		✓	
	1-1-(2) ミッションステートメント		✓	
1-2 教育と研究の目的	1-2-(1) 建学の理念に基づく教育目的等		✓	
			✓	
	1-2-(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて	1-2-(2)-①	✓	
		1-2-(2)-②	✓	
		1-2-(2)-③	✓	
		1-2-(2)-④	✓	
		1-2-(2)-⑤	✓	
		1-2-(2)-⑥	✓	
1-2-(3) 本法人及び大学の社会的責任等	1-2-(3)-①	✓		
	1-2-(3)-②	✓		
	1-2-(3)-③	✓		
2-1 理事会	理事会の役割	2-1-①	✓	
		2-1-②	✓	

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
2-1 理事会		2-1-③	✓	
		2-1-④	✓	
		2-1-⑤	✓	
		2-1-⑥	✓	
		2-1-⑦	✓	
2-1 理事会	理事会の役割	2-1-⑧	✓	
		2-1-⑨	✓	
2-2 理事	2-2-(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	2-2-(1)-①	✓	
		2-2-(1)-②	✓	
		2-2-(1)-③	✓	
		2-2-(1)-④	✓	
		2-2-(1)-⑤	✓	
		2-2-(1)-⑥	✓	
		2-2-(1)-⑦	✓	
	2-2-(2) 学内理事の役割	2-2-(2)-①	✓	
		2-2-(2)-②	✓	
	2-2-(3) 外部理事の役割	2-2-(3)-①	✓	
		2-2-(3)-②	✓	
		2-2-(3)-③	✓	
	2-2-(4) 理事への研修機 会の提供と充実			✓
	2-3 監事	2-3-(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	2-3-(1)-①	✓
2-3-(1)-②			✓	
2-3-(1)-③			✓	
2-3-(1)-④			✓	
2-3-(1)-⑤			✓	
2-3-(2) 監事の選任		2-3-(2)-①	✓	
		2-3-(2)-②	✓	
		2-3-(2)-③	✓	
2-3-(3) 監事監査基準		2-3-(3)-①	✓	
		2-3-(3)-②	✓	
		2-3-(3)-③	✓	
2-3-(4) 監事業務を支援 するための体制整備		2-3-(4)-①	✓	
		2-3-(4)-②	✓	
		2-3-(4)-③	✓	

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
2-3 監事		2-3-(4)-④	✓	
2-4 評議員会	2-4-(1) 諮問機関としての役割		✓	
	2-4-(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善		✓	
	2-4-(3)		✓	
	2-4-(4)		✓	
2-5 評議員	2-5-(1) 評議員の選任	2-5-(1)-①	✓	
		2-5-(1)-②	✓	
		2-5-(1)-③	✓	
		2-5-(1)-④	✓	
	2-5-(2) 評議員への研修の機会の提供と充実	2-5-(2)-①	✓	
		2-5-(2)-②		✓
3-1 学長	3-1-(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	3-1-(1)-①	✓	
		3-1-(1)-②	✓	
		3-1-(1)-③	✓	
	3-1-(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	3-1-(2)-①	✓	
		3-1-(2)-②	✓	
3-2 教授会	3-2-(1) 教授会の役割		✓	
4-1 学生に対して	4-1-(1) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を策定	4-1-(1)-②	✓	
		4-1-(1)-③	✓	
4-2 教職員等に対して	4-2-(1) 教職協働		✓	
	4-2-(2) スタッフ・ディベロップメント(SD)及びファカルティ・ディベロップメント(FD)	4-2-(2)-①	✓	
		4-2-(2)-②	✓	
4-3 社会に対して	4-3-(1) 認証評価及び自己点検・評価	4-3-(1)-①	✓	
		4-3-(1)-②	✓	
		4-3-(1)-③	✓	
	4-3-(2) 社会貢献・地域連携	4-3-(2)-①	✓	
		4-3-(2)-②	✓	

大項目	中項目	小項目	comply 遵守している	explain 遵守していない 場合は説明する
4-3 社会に対して		4-3-(2)-③	✓	
		4-3-(2)-④	✓	
		4-3-(2)-⑤	✓	
4-4 危機管理及び法令遵守	4-4-(1) 危機管理のための体制整備	4-4-(1)-①	✓	
		4-4-(1)-②	✓	
	4-4-(2) 法令遵守のための体制整備	4-4-(2)-①	✓	
		4-4-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(1) 法令上の情報公表	5-1-(1)-①	✓	
		5-1-(1)-②	✓	
	5-1-(2) 自主的な情報公開	5-1-(2)-①	✓	
		5-1-(2)-②	✓	
5-1 情報公開の充実	5-1-(3) 情報公開の工夫等	5-1-(3)-①	✓	
		5-1-(3)-③	✓	
		5-1-(3)-④	✓	

※「学校法人加計学園大学ガバナンス・コード（令和2年度制定）」参照

上記実施状況において、「explain：遵守していない場合は説明する」としたものについて、本法人の考え方、対応状況を以下に示します。

【1】2-2-(4) 理事への研修機会の提供と充実

本法人は、全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。しかしながら、令和2年度においては、一部理事に対しては研修の機会がありましたが、外部理事を含む全理事に対する研修機会が十分であったとはいえ、現在の課題となっています。令和3年度中に策定する第2期中期計画（令和4～8年度）において、理事会・評議員会の実質化に関する項目を盛り込み、理事会における意思決定が適切に行われるよう全理事に対する研修機会を提供するための準備を進めます。

【2】2-5-(2) 評議員への研修の機会の提供と充実

本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。評議員に対する研修については、研修機会自体を提供できておらず、研修プログラムの必要性を認識しています。なお、令和3年度中に策定する第2期中期計画（令和4～8年度）において、理事会・評議員会の実質化に関する項目を盛り込み、十分な審議と意見交換を促進するため、評議員に向け文部科学行政の動向や法改正等の情報提供を行う研修時期、内容について企画立案することになっています。

以上